

別表5(第4条(3)関係)

介護施設・事業所等職員慰労金支給事業

補助対象職員	区 分		基準単価
1 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員	(1)	訪問系サービスにおいて、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員	一人につき20万円
	(2)	(1)以外の施設・事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所等で勤務した職員	一人につき20万円
	(3)	(1)及び(2)以外の職員	一人につき5万円
2 上記1以外の施設・事業所等に勤務し利用者と接した職員			一人につき5万円